

伊丹警察署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外にも、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
県道伊丹停車場線(伊丹郵便局前交差点～行基町交差点)	9時～22時

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道171号(昆陽里交差点～寺本4丁目交差点)	9時～22時
県道寺本伊丹線(寺本4丁目交差点～伊丹1丁目交差点)	9時～22時
県道伊丹豊中線(管内全線)	9時～18時
県道尼崎池田線(管内全線)	9時～18時
県道尼崎宝塚線(管内全線)	9時～18時
県道西宮豊中線(管内全線)	9時～18時
県道米谷昆陽尼崎線(昆陽6丁目交差点～鴻池南交差点)	9時～18時
県道中野中筋線(西野交差点～中筋7丁目交差点)	9時～18時
県道姥ヶ茶屋伊丹線(鴻池交差点～大鹿交差点)	9時～18時
県道山本伊丹線(大鹿交差点～尼崎市境界)	9時～18時
市道池尻中野線・県道寺本川西線・市道昆陽池鑄物師線(稲野橋南側～瑞ヶ丘交差点)	9時～22時
市道8029号線(桑津東詰交差点～桑津4丁目2番1号先)	9時～18時
市道新幹線北側道線(野間北5丁目交差点～南町2丁目7番24号先)	9時～18時
市道新幹線南側道線(南町4丁目6番24号先～野間3丁目8番9号先)	9時～18時
市道道意線(小井ノ内交差点～野間交番前交差点)	9時～18時

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
阪急伊丹駅・伊丹小学校周辺	7時～22時

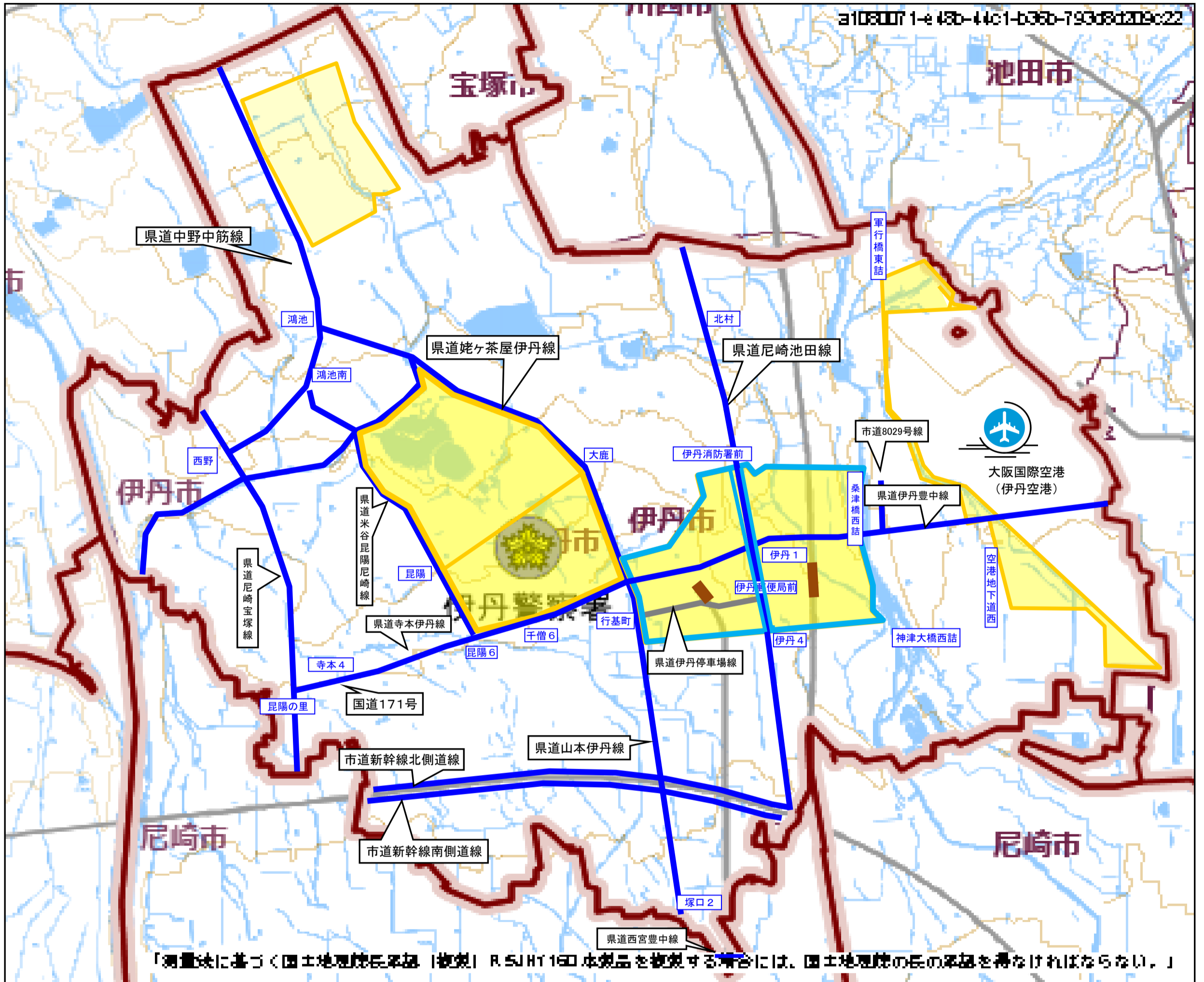
◎ 重点地域

地域	重点時間帯
JR伊丹駅周辺	9時～22時
大阪国際空港周辺	9時～22時
伊丹市役所周辺	9時～22時
荒牧バラ公園・天神川小学校周辺	7時～22時
昆陽池公園・昆虫館周辺	7時～22時

◎ 自動二輪・原付重点地域

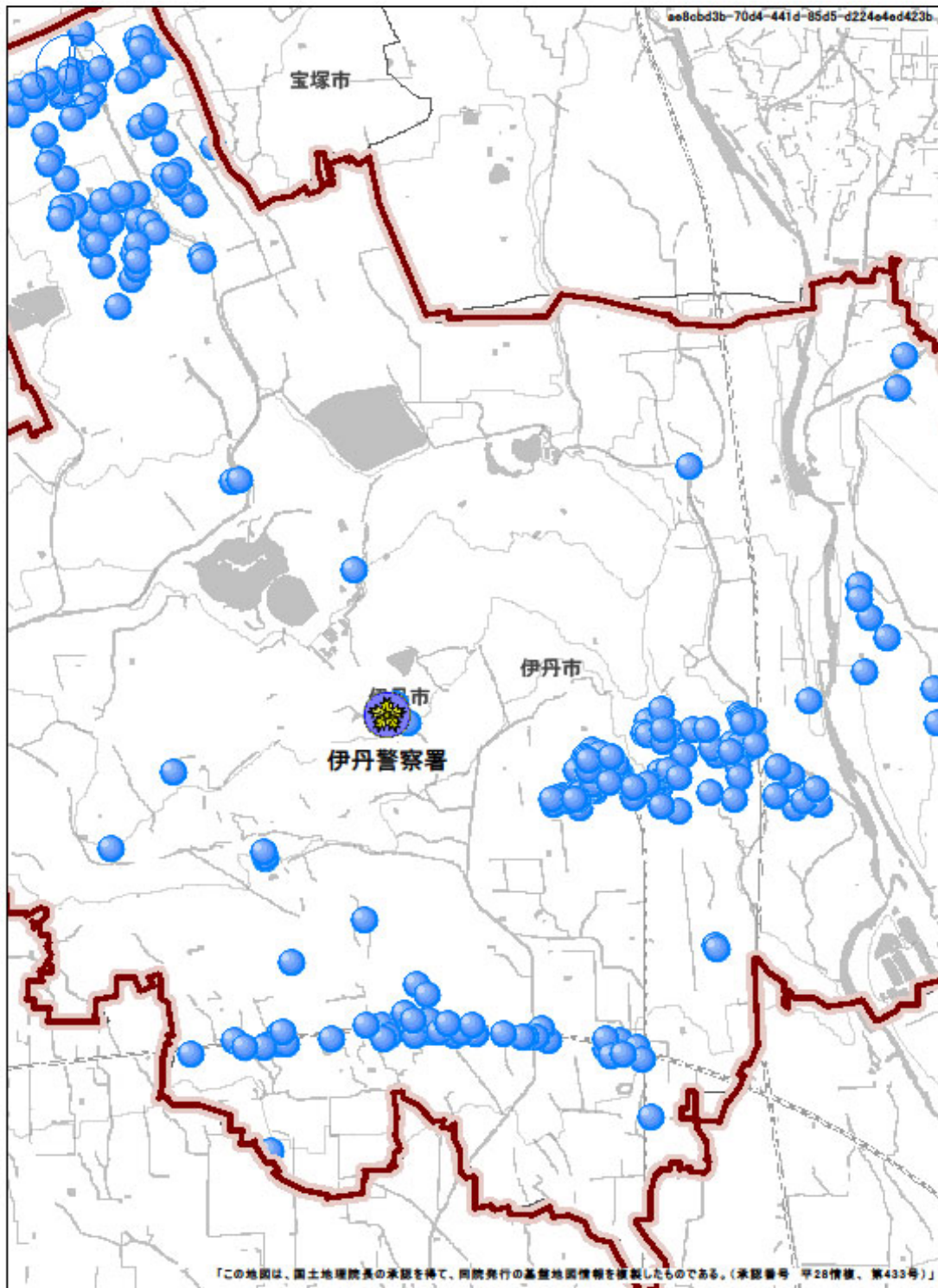
地域	重点時間帯
JR伊丹駅周辺	7時～22時
阪急伊丹駅周辺	7時～22時

兵庫県伊丹警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例	最重点路線	}	■
	重点路線		
	最重点地域	}	■
	重点地域		
二輪車重点地域	□		

兵 庫 県 伊 丹 警 察 署 況
確 認 標 章 取 付 状 況



期 間	令 和 5 年 中
取付者	警 察 官 及 び 駐 車 監 視 員